

総務委員会

- 1 期 日 平成21年1月19日（月）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典
副委員長 野村常雄
委員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[会計管理部]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長
[総務局]
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長
[人事委員会事務局]
事務局長、公務員課長
- 6 付託議案
(1) 臨県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第5号）中所管事項
- 7 報告事項
なし
- 8 会議の概要
(1) 開会 午後1時2分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 付託議案
臨県第1号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第5号）中所管事項」を議題とした。
(4) 付託議案に関する質疑・応答
○質疑（田川委員） ただいま説明をいただきました補正予算について、公用車の更新を今回200台行い、県内企業の車を利用したいということですが、マツダ関連の企業を幾つか回ってみましたところ、受注が3分の1に減っているということでもあります。さらに悪化するだろうとも言われており、そういう状況下にあって、県内企業

の車を購入することは、これはこれで理解ができると思います。しかし、これは一時的なものであり、もっと継続的な、何か本当に消費を喚起するような対策が考えられるのではないかと思います。

例えば、先日新聞報道等にもありましたが、秋田県の場合は、環境に配慮した新車に買いかえる場合、消費税の半額相当分を補助する事業を行っておりますし、そのほかにも神奈川県や兵庫県などでも低公害車への補助を行っています。このような需要を喚起する、消費を喚起する取り組みが大事ではないかと思うのです。GDPの6割は個人消費であり、その消費を喚起する政策を行うことで、県内企業の支援もできるのではないかと思います。この公用車の更新そのものに異議を唱えるわけではなく、一つの政策として大事だとは思いますが、次のさらなる手法も考えていかなければならないと申し上げたいわけで、次のさらなる手法は今回の予算にないわけですから、追加でさらに組む必要があると考えています。

今回の補正予算、続いて21年度当初予算の審議を行います。こうした予算の措置をしながらも、さらに追加的な措置が必要であれば行っていく必要があるとも思うのです。今回の予算の裏づけは国の補助金ですが、県が独自に何とか財政出動を行い、さらなる経済対策を独自に考えていくことは検討されていないのか、お伺いします。

○答弁（財務部長） 県内の雇用・経済情勢が極めて厳しい状況にあるということで、まず昨年末の離職者の方々に対する、あるいは中小企業の方々に対する緊急措置に加えて、今回、こういう緊急雇用・生活対策をまとめ、補正予算の審議をお願いしているところです。

まず、県内消費の拡大について、もっと別の対策を考えるべきではないかと御質問がございました。御指摘のとおり、緊急雇用・生活対策の中で、個人消費をどう呼びかけて引き起こしていくかが大きな課題であると思っておりますので、今回の4つの柱の一つとして、県内製品の消費拡大として公用車の更新に県が率先して取り組むということで補正予算の審議をお願いしておりますのと、もう一つ、100万円の予算でBUYひろしまキャンペーンの実施を行うこととしており、実はこれが大きな眼目であると考えています。つまり県だけの動きではなく、こうした県内製品を愛用する運動が県内の企業、あるいは市町に広がっていくことを期待しており、県だけではなく、関係者の方々と取り組んでいきたいというのが今回の大きな眼目であります。その一つの率先例として、更新期に来ている公用車の更新を行うものであります。

幸い、県内の自治体あるいは企業においても同様の取り組みの動きが出てきていると聞いていますので、自動車に限らず、県内製品の消費拡大を広げていくキャンペーンを引き続き実施したいと考えています。

次に、県独自の対策をとる考えはないかということでございました。今回の補正予算におきましても、基本的には国の交付金を活用して対策を講じたいと考えてお

ります。また、現在、国の2次補正予算におきましても、これ以外の基金事業が計上されており、これについてはさらなる補正による対応も必要であると考えております。

新たな追加措置として講ずべきものとしては、国の1次補正予算には交付金で言えば6,000億円、その他の雇用関係の基金で4,000億円、合わせて1兆円が組み込まれており、これ以外にも福祉関係の基金を創設して制度を拡充するものが2次補正予算に盛り込まれており、まずはこういったものを自治体として受けとめて進めていくべきであると考えております。

また、県独自の方針や対策は、21年度当初予算において、国の補正予算に呼応して盛り込んでいくべきことであると考えています。その際、もちろん県内の経済・雇用の厳しい情勢にかんがみた対応も当然必要でございますが、あわせて県財政の健全化にも当然気を配っていかなければいけませんので、この両方に視点を置きながら、引き続き切れ目のない対策を講じていきたいと考えているところです。

○質疑（田川委員） 100年に1度の危機だと言われており、通常の施策だけでは不十分で、さらなる対策が必要ではないかと思うのです。そこで、いわゆる財政出動をする場合に、例えば県庁舎整備基金等を緊急事態ということで利用するのも考えてみたらどうかと思うのですが、これについては難しいのでしょうか。

○答弁（財務部長） 今回の厳しい経済情勢が短期で終わるのか、あるいはある程度の期間、腰を据えて取り組まなければいけないのか、見方はいろいろあるかと思えます。基本的には国・地方が一体となって、ある程度の覚悟を決めて取り組んでいかなければいけないのではなかろうかと考えております。その点においては、まず一自治体だけではなく、国・地方を通じて足並みをそろえた取り組みと持続可能な形での取り組みが当然必要であると考えています。その際、財源をどういう形で考えていくかは非常に重要な問題ではありますが、御指摘いただきました基金については、基金独自の目的を整理する必要もあり、果たしてこの対策の中で使うことがどうかというのは、もう少し検討する必要があると思っております。ただ、1点申し上げなければいけないのは、ある程度腰を据えた形でこれから国・地方が一体となってこの難局に取り組んでいかなければいけないという覚悟を持ち、財源についても検討したいと考えています。

○要望（田川委員） いずれにしましても、積極的な財政出動を今後も検討していただきたいと要望いたしまして質問を終わります。

○質疑（岡崎委員） 今の財政的なことについて、財政健全化に取り組んでおられる中で、こういう緊急事態が発生しているが、具体的に県税収入についてお伺いしたいと思います。

決算は3月が多いので、本年度はさほど県税収入に打撃はないと思うのですが、上場企業などを見ても2兆円のプラスが2,000億円の赤字になるという9月以降の急速な实体经济の低下によって、県内企業も11月以降の決算がかなりあり、法人税を

中心に落ち込みが出てくると思います。そこで、大体の税収不足というか、税収の当初予算に比べてどのぐらいのマイナスが生じてくるのか、具体的な額についてわかればお聞きしたいと思います。

○答弁（税務課長） まず最初に、20年度の当初予算額ですが、税収は3,826億円余りで、前年度決算に対して77億円程度の増を見込みました。ただ、77億円のうち、いわゆる国から地方へ主に19年度に行われた税源移譲の影響があり、個人県民税の均等割、所得割として70億円程度が依存財源から税収にかわったもので、直接の収入増とは言えない部分があり、これを除けば7億円というのが実際の税収増という見込みでございました。

委員からお話がありましたように、11月は3月決算法人で言いますと9月の中間納付も終わったということで、法人二税についても大体7割の状況が出てきており、総計し、11月末で先ほどの個人県民税を除いて前年の同期と比較しますと、当初で7億円の増と見込んでいるものが現時点で85億円余の減という状況です。

この85億円という数字もさることながら、各税目を見ますと、先ほど説明した個人県民税を除くほとんどの税目で、法人二税を筆頭に対前年でマイナスになっているということです。そういう中で、法人二税は今後さらに12月、1月と調定が行われますが、下期にウエートが高い商業とかサービス業が一番、いわゆる景気の直接の影響を受ける部分であり、今までの減少率よりもさらに高くなるのではないかとということで、法人二税の減収は拡大するであろうと見ています。

それから、当初からですが、サブプライムローン問題が影響し、さらには9月ごろに世界的な金融危機が発生したということで株価の低迷がかなり顕著になっており、これにより株の配当や株式譲渡益といった投資信託の収益に対する課税が前年の20～30%ぐらいというひどい落ち込みを示しています。

さらに、最近特に顕著になっているのは、いわゆる実体経済、国内需要が低迷していることを反映して、軽油引取税、自動車取得税、さらには地方消費税といった消費関連税目が特に下期にわたってどんどん落ち込みが拡大をしていく状況があります。

こういう大変厳しい状況の中で税収の精査を行っており、あくまでも現時点での試算ですが、当初予算を県税合計で約200億円程度下回る見通しになっています。ただ、何分にも経済状況も厳しく、また変化も激しいので、今後とも税収の見込みというのは精査をしていかなければいけないと考えております。

○質疑（岡崎委員） 見込みとして約200億円不足額が出てくるということですが、具体的な手当てとして、どのようなことを考えておられるのですか。

○答弁（財政課長） 税務課長から税目ごとに大きな減少が見込まれるという答弁を申し上げましたが、このうち法人関係二税の減収分については、当初予算に対してではありませんが、地方交付税の算定上、当初算定していた額よりも実収入が落ちた場合に、減収補てん債という収入が落ちたものを起債で充てる手当てがございまして、

現段階では、枠いっぱい大体160億円程度を借金の形で穴埋めすることを考えています。

○質疑（岡崎委員） 減収補てん債は法人税の落ち込みにしか使えないのですか。

○答弁（財政課長） 県民税の法人分と利子割、あとは法人事業税ということで、減収したものがすべてこの減収補てん債で手当てできるものではございません。

○要望（岡崎委員） 具体的には不足額が200億円だとすると、大体160億円ぐらいが減収補てん債で充てられるということで、40億円は県で補てんしていかなければいけないということです。来年になると、3,800億円の税収がもっと大きく法人税を中心に減収になってくると思いますが、優先順位として、先ほど田川委員が言われたように、まず経済を立て直すこと、雇用を安定させることが一番の目的ではなかろうかと思えます。一方では財政危機ということもありますが、まず経済を優先し、財政出動をひるまず、憶せず、今後とも積極的にやっていただきたいと要望しておきます。

○意見・要望（渡壁委員） 県から平成21年度の国の予算概要を送っていただきました。来年度、国の予算は88兆円、6.6%プラスで5兆4,807億円ふえるとなっています。

ところが、地方の予算は、地方財政計画でどうなっているかということ、8,500億円減で、83兆円に比べたら1%程度下がるということになっています。大体地方の使うお金と国の使うお金はほぼ同じぐらいというのが今までの状況ですが、ここで大分差がついて、地方は下がるが国はふえるということになっており、税の方から見ると、地方の権限は大変弱まったということが言えるわけです。

今、いろいろ財政出動をしろと言われるのですが、今でも1%削られて、県にはゆとりがなく、財政出動というのはなかなかできない。来年度は赤字公債を発行しないと財政運営ができない。ことし200億円だから、来年は400億円税収が減るわけです。この前も言いましたように、三位一体改革で個人住民税に移された3兆4,000億円は、税収が思うように入っていない。なぜ入らないかというと、200万円以下の所得の人に3兆4,000億円の税金をかけているからで、派遣社員で切られるような方がこの中に入るわけです。派遣社員が首を切られているのを見ると、個人住民税もこれからものすごく落ちるといえることが言え、これは厳しいどころではなく、早く夕張市のような方方がいいのではないかというぐらいの状況になっていると私は思います。

だから、財政出動をしてもらうのがいいのですが、なかなかできないというのが実情ではないか。財務部長も県が財政出動するとは言わず、国の交付金を使うと言う一方だったのですが、実情はそうではないかと思うのです。地方財政計画がかなりふえていれば、まだ財政出動をする余地はあると思いますが、ことしよりもっと厳しいわけで、ほとんど不可能ではないかと思えます。地方はもう息もできず、絞め殺されるというのが実情ではないかと思うのです。

景気対策も選択肢が物すごく少なく、県で判断をして行える施策はほとんどない

わけです。国の今度の景気対策も40億円ありますが、それを見ても使い道は全部国が決めており、県でこのお金をどう使うか県議会議員が議論しないといけないのだが、全部ひもがついており、議論する余地はほとんどない。必要なものを県議会で議論して決められれば、もっと満足感があると思うのですが、我々の議論は一切なしに国が全部決めてくる。

だから、何回も言いますが、日本の政治の行き詰まりは、地方に権限をもっと与えると、もっといいものができるのではないかと思うのです。県知事も県議会議員もこれではもう雑誌の付録みたいなもので、国が決めたものを賛成するだけが仕事になってしまっており、皆さんが質問しているのを聞きながら、むなしと思うのです。

こういう不景気に対して十分な対応が地方にできないということも、中央集権により地方自治が形骸化していることの裏返しです。この際、分権についてもっと国に対して物を言って取り組んでもらわないといけない。我々議員にも実情はきちんと伝えてもらう。三位一体改革のときに思いましたが、あのように無茶なことをされて、地方が大騒ぎにならなかったというのが不思議です。地方が大騒ぎし、国のあり方を変えないと今の苦境は脱出できないのです。いつも言うのですが、葉っぱや根っこが枯れて幹だけを大きくしようと思っても、それはできない相談なのです。例えば、人のことをとってみても、東京都は合計特殊出生率が全国で一番低いのに人口がふえているのは、地方が人を送っているからです。しかし、地方が枯れてしまい、人を送ることができなくなると、そういうことが足かせになって、サブプライム問題はきっかけだが、労働力が落ちていることが日本の経済がなかなか立ち直りにくい、今の経済不況が深刻になる一番大きい要因だと思うのです。

そういうことを考えてみても、政治の根本構造の欠陥のところにも今、我々は立っていると思うので、ぜひこの機会に中央に対してそういう要求をしていただいて、これが景気対策だということを、地方が生きていくことが日本が生き返っていく道なのだということを国に対して言ってもらいたいと思います。もうお恵みみたいなことをしてもらわなくても本当はいいのです。けんかをすればいいのです。小手先のことではいいことにならないと私は思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○質疑（城戸委員） 今回のこの補正予算は景気対策と雇用対策です。それをもう一度確認しておきたいのですが、間違いないですか。景気対策と雇用対策で行うのであれば、今の発注方法では、県や国の仕事をやった場合に逆につらくなるという企業がふえている。特に公共事業を請け負っている建設業者は、もうしようがないから仕事を取るが、今の事業を受けると逆に財務上はつらくなるという。皆さん方もこう言うところある程度わかると思うのですが、今の発注方法では、ほとんど予定価格の75%を割って、低入札価格までいく。そういう状態では、企業が逆に受注することによってつらくなっており、果たして雇用対策や景気対策になるのか。今回の補正も土木事業で20億円、教育費21億円もほとんど建設事業です。これだけの金を使う

のに、倒れていく会社をつくっていく今までの発注方法で行っていったら、倒れるのを延命するだけの事業です。延命はするけれども、確実に懐は苦しくなる、仕事をすればするほど苦しくなる、これで果たして景気対策であり、雇用対策なのか。そのあたりを全く検討しないで今までどおりの発注を継続していくのであれば、私は同じようなことになると思う。もし景気対策や雇用対策だと言うのであれば、ここで何らかの変えた方法をとらないと、景気対策にもならないし、雇用対策にもならないと思うのですが、どうですか。

○答弁（財務部長） 委員の御質問に十分答え切れるかどうか、あるいはその立場にあるかどうかわかりませんが、今回の雇用対策は、先ほど渡壁委員からの御意見にもございましたけれども、基本的には2次補正予算で国を挙げた雇用・経済対策を行う際に、地方にはもう財源がないことが国もわかっていますので、その地方負担分については交付金を活用して行うということです。渡壁委員が指摘されたように、国である程度大きくりのメニューを示してまいりました。それは国として行おうとしている事業を国・地方が一体となって実施しようということで、ある程度メニューを決めて、その裏負担については交付金の措置をするということです。今回、そういった国のメニューの中から、本県で特に今、地域生活の基盤、安全・安心の観点から急がれるものについて計上し、今回、予算審議をお願いしています。

城戸委員から指摘いただきましたのは、こうした事業が執行に当たって地域経済、特に関係業界に真に効果的になるような執行をきちんと担保しないと画餅に帰するという御指摘であろうかと思えます。執行に当たっては、私ども財務部も含め、各局において、土木局においても見直しが進められているところでもありますので、そうした見直しを行いながら、せつかく打つ対策でありますから、地域経済に効果的になるように配慮していく必要があると考えております。すぐこの場でこうするというお答えはできませんが、恐らく関係部局においても検討中の問題であろうかと思えますので、問題点としては認識して、検討を進めており、検討を踏まえた執行を行っていききたいということで御理解を賜りたいと思えます。

○要望（城戸委員） 時間がないということで発注だけをしていくと、必ず民間企業は疲弊に追い込まれるわけですから、早急に、今回の経済対策、雇用対策を目的にしたものについては、別枠でもいいからきちんとした執行をしてほしい。そうしないと、少なくとも対策の目的が達成できない可能性が高くなるわけです。今、国や県で発注方法の見直しをしているとは言うものの、この40億円に関しては早急に発注することになるのだろうと思います。そうすると、一番大事なここだけが間に合わないでは通じないわけで、目的を達成できていないものは幾ら行っても意味がないので、早急に検討していただきたいと思えます。

○意見（渡壁委員） 城戸委員が言われるのは、例えば自動車を買う場合でも、値切って安くすればいいというようなことはやめようという意味なのです。土木の発注でも、今までのように競争入札で安ければいいというようなことはやめて、適正価格

で落札してもらおうという意味です。そうしないと景気対策にはならないという意味ですから、総務局から関係部局へも言ってもらおうことをお願いしたらどうでしょうか。ぜひそうしてもらいたいと思います。

○意見（城戸委員）　ぜひともお願いします。

○質疑（梶川委員）　今回の1月補正予算を見ますと、52億円のうち、道路と橋の前倒しの補修が20億円、私立学校、県立学校の耐震化が20億円で、52億円のうちの40億円が公共事業、土木関係の予算になっていますが、こちらの予算の概要には緊急雇用・生活対策と括弧をして書いてあります。雇用機会の創出ということで、4億3,200万円余が計上されていますが、内訳を見ますと、職業訓練の実施が1,500万円、雇用の場の確保が5,500万円、雇用相談情報の提供が800万円で、合計すると労働者にかかわる予算は52億円のうちわずか7,800万円しかないということで、これで本当に雇用の創出になるのだろうかと非常に大きな疑問を持っています。この予算がなぜこのような形になっているかという、国で予算配分が決められており、土木公共事業に40億円、本当に必要な雇用に7,800万円しかとることができないという、本当に情けない状況であると思います。

唯一、この中で裁量権が県にあるとすれば、金融支援である雇用対策特別資金の融資枠10億円ではないかと思うのですが、雇用機会の創出4億3,200万円余の中に金融支援が一体幾らになるのか書いてありませんが、1月補正予算では幾ら組まれているのでしょうか。

○答弁（財政課長）　雇用対策特別資金については、貸付金ということで、3億7,300万円ほど補正予算に計上しています。

○質疑（梶川委員）　3億7,300万円で100人の雇用を確保するということなのでしょう。

○答弁（財政課長）　雇用の維持、あるいは新たに雇用していただくということで、融資枠を全部お借りいただいた場合の試算として100人ということで計算をしています。

○要望（梶川委員）　中小企業に貸し出しをされるということですが、今回貸し出しをされる企業の中に、派遣切りをした中小企業や、派遣切りをしなかった企業でも雇用保険を掛けていなかったような企業が決して含まれないように県としても条件をつけてほしいと思います。

また、経団連などでもワークシェアリングの導入が言われておりますけれども、広島県内の企業で、もしワークシェアリングを導入する企業があれば、そういうところに優先的に雇用対策特別資金を融資するように配慮していただけたらと思います。ワークシェアリングに関しては、数年前からいろいろな議論がありますが、現実問題として進んでいかないのは、経営者の立場に立って考えますと、一つの仕事を2人で分けるということは、雇用保険、健康保険といった労働者に係る雇用者側の負担がふえるということです。ですから、1人に対し残業費を払った方が経営者側の社会保障費に関する負担が少なくて済むので、なかなかワークシェアリングが

進んでいかないという状況があります。それをもし県としてワークシェアリングを進めていこうとするのであれば、例えば積極的に推進していく経営者には助成金を出すとか、あるいはこういった金融支援の雇用対策特別資金に関しては優先的に貸し出しをするということをぜひ検討していただきますよう、お願いします。

(5) 表決

臨県第1号議案 … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（渡壁委員） 第1次補正予算、第2次補正予算、そして今度は本予算というように景気対策を政府が行うのですが、メニューは細かく国が決めて、地方が実行するということになると思うのですが、国が執行する割合と地方が執行する割合はどのようになっているのでしょうか。

○答弁（財務部長） 今回の国の2次補正予算においては、まず定額給付金、そして今回地方で基金をつくり雇用を創出する関係のものが数件で約1兆円ありますので、大半は地方で執行するものであると御理解いただいていいと思います。

○意見・質疑（渡壁委員） 国は予算を組んで何を行うかということは自分たちで全部決めるけれども、実際の仕事は地方が行ってくれということになる。だから、地方の予算が少なくても、国が命令することは県で行えということで、地方自治というものを踏みにじっているというか、無視しているやり方です。

国のやり方はそういうことですが、県が国に対して地方交付税の増額を要望したという資料を見ていてわからない部分は、地方交付税の総額をふやしてほしいという要求なのですか。地方交付税をふやしてほしいという要求は額をふやせというものなのか、例えば国税五税の一定割合が地方交付税になっていますが、その国税五税のうち、例えば所得税で言えば32%が地方の税金ということになっていますけれども、その32%を35%にしてほしいという要求なのかがわかりません。35%にしてほしいという要求であればいいのですが、資料を見ると、額をふやしてほしいという要求に見えるのです。総額をふやそうということになっても、国は借金をしないとふやすことはできないので、借金をすればいずれ長期にわたって地方財政を圧迫することにもなります。だから、こういう要求をするときには、皆さんのところがこの文書をつくったに違いないのだから、よく考えてもらって、漠然としたことを言わずに、所得税の32%を35%にしろとか、消費税の24%を25%か30%にしろとか、具体的な要求をしないと地方財政は確立できないと思うのです。

それから、地方交付税は地方独自の財源にもかかわらず、中央官僚が、これは交付税措置をしてやると、自分の懐金みたいなことで地方を操っている。だから、少なくとも地方交付税の措置をするかしないかということは、地方と相談をして決めるというルールにしないといけない。そうしないと、後で地方交付税の措置をしますと云いさえすれば、幾らでも仕事ができるのだから、地方へ押しつける仕事が増え、仕事の数が増えれば増えるほど、1件当たりの単価は安くなります。現に基準

財政需要額を算出する単価はどんどん安くなっている。安くしておいてまたほうり込むのだから、地方財政はいつまでたってもよくなる。賃金カットをして少し金を生み出したかと思ったら、例えば後期高齢者医療制度で県は幾ら負担しろと来るわけです。法律だけ国が作り、県議会で1回も議論することなく負担をさせられ、地方財政がどんどん圧迫される。だから、少なくともこれは地方交付税を措置するのかもしれないかということは、地方の独自のお金なのだから、地方と相談せよということをしてもらいたいと思いますが、分権改革課長はどう思いますか。

○答弁（分権改革課長） 地方交付税総額の増額の要望と交付税制度そのもののあり方の御議論だと思います。

まず、地方交付税の増額を提案しておりますが、交付税というのは地方財政計画で地方全体の財政需要を推計し、地方税収等の地方財政計画の歳入を推計して、その不足額を交付税総額で補てんしようという構造になっています。しかし、国の一般会計から交付税特別会計へ繰り入れる基準は、国税五税の一定割合ということで、別なルールで決まります。地方の財政需要の総額を決めるというルールとは別に、多少過去の法定加算等もございますが、国税総額の一定割合という、地方の財源不足額を地方交付税の総額とするというのは理論上全く違うルールで行い、これまでは交付税特別会計の借り入れ等で調整してきました。渡壁委員がおっしゃるように、そういう調整ができなくなり、交付税総額をふやすということで、一つは地方財政計画の財政需要を実際に見合うものに適切に積み上げてください、そして地方税収等を見込んだ後、地方財政計画の財源不足額については国の責任で措置してください、その場合に、現行の法定税率で賄い切れない部分については、法定率の加算や引き上げを検討してくださいということで提案しています。

2点目に、地方交付税は地方固有の財源であるから、国の財政再建等の財政上の理由でそれを減らされるのはおかしく、少なくとも地方と協議する仕組みをつくるべきだという御指摘だと思います。我々地方分権の関係者にとりましては、まさしく同感でございます。地方六団体としまして、地方交付税を一たん国の一般会計に入れて、国の財政運営上の配慮を踏まえた上で交付税特別会計へ繰り出すという形では、どうしても地方の自主的、自立的な財政運営が難しく、国税の一定割合は地方の財政需要で増減させる仕組みにし、交付税特別会計に直入をして、地方固有の財源として明確な位置づけをせよ、地方共有税という名称の制度をつくってほしいということを全国知事会も含めて提案をしております。

さらに、三位一体改革のときに任意で臨時に国と地方の協議の場というのが設置されましたが、地方の財政運営に重大な影響を及ぼす事項は、地方六団体の代表等を入れ、法定化し、きちんとした位置づけをして、地方の代表も国と対等に議論して協議できる場をつくってくれということを我々も主張しております。

○意見・要望（渡壁委員） 本来、基準財政需要額は、人件費や物件費を積算して幾らかかる、そういう事業が幾つあるかというのを積算して決めるわけです。そして基

準財政収入額がありますが、その差額が地方交付税ということになるわけです。ところが最近では、そういうやり方をせずに、財政規模を先に決め、それに合うように、人間で言えば洋服を先に決め、洋服を着せてから、洋服から出ているところは体を切り込むように基準財政需要額が決められている。だから、もう積み上げ方式になっておらず、実際に現場で執行するときにはお金が足りず執行できないから、先ほどこから何回も話が出ているように、発注しても安く請け負ってもらわないと事業ができなくなるということになる。そういう予算を地方がもらって行っているから、城戸委員が言われたように悲劇がたくさん出る仕組みになるわけです。基準財政需要額が抑えられ、2000年に入ってから14%も下がっている。そのようなことが行われているので、地方議員は腹を立てていかないと、執行部に予算を組め、お金を出せ、もっと指導しろと言ってもできはしないと、最近そういう思いを非常に強く持つのです。

これはどの党がいいとか悪いとかではないのです。国会議員が地方自治について一生懸命にならないというのは、事の道理から言うと当たり前だと思いますが、地方にいる者はそれを黙っておくわけにはいかないのだから、それぞれが境界線を越え、協力して、地方が自主性を発揮できるようにしないとイケないと思うのです。県当局も議員と協力し、ぜひそういうことが実現できるように、歯に衣を着せたような物の言い方をせず、ずばりこういうことで難しい、だから皆さんこうしてくださいという答弁をすれば、この県議会の議論に迫力があって、そうだと思うような議論になると思うのです。そういうことで、これからはそういう心構えでやっていただきますようお願いしたいと思います。

- 要望（間所委員） 景気対策としていろいろ考えなければいけないという話ですが、都市内の河川でも、開発があると土砂が流れてきて、たくさんの土砂がたまり草が生え、ヘドロがたまって本当に汚いです。住民から要望があり建設局に言うと、川をきれいにする予算がないと言うのです。私は、景気対策で、こうした河川や街を掃除することを考えてもいいのではないかと思います。河川改修は用地買収も必要で計画的に行う必要があります、予算が継続的に十分ないとできないかもわからないが、河川の土砂のしゅんせつとか清掃は仕事をつくるわけで非常に効果があり、また住民に非常に喜ばれます。一過性の対策としては、そういうところをきれいに整備することによって、雇用対策だけではなく、環境問題にもなり、きれいになりますから、皆さんが明るくなります。こういった発想で、景気対策として仕事をつくらせてあげたらと思いますので、要望しておきます。

(7) 閉会 午後2時5分